

最近公布した条例のあらまし

公布日 平成30年7月9日

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例	建築指導課
1 建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用している部分を改めるため、所要の措置を講ずることとした。(第1条関係及び第66条関係) 2 この条例は、第1条の改正規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から、第66条の改正規定は同法の施行の日から施行することとした。	

公布日 平成30年8月30日

厚木市手数料条例の一部を改正する条例	財政課
1 建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の特例を適用する場合の認定に係る審査手数料を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。(第2条関係及び第3条関係) 2 この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。	

公布日 平成30年10月5日

厚木市立あつぎ郷土博物館条例	文化財保護課
1 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、厚木市立あつぎ郷土博物館(以下「博物館」という。)を設置することとした。(第1条関係) 2 博物館の名称及び位置について定めることとした。(第2条関係) 3 博物館の観覧料について定めることとした。(第3条関係) 4 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができることとした。(第4条関係) 5 既納の観覧料は、還付しないこととし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料を還付することができることとした。(第5条関係) 6 博物館の資料の撮影、模写、模造その他の特別の利用をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならないこととした。(第6条関係) 7 厚木市あつぎ郷土博物館協議会(以下「協議会」という。)について、次のとおり定めることとした。(第7条関係) (1) 法第20条第1項の規定により、協議会を設置することとした。 (2) 協議会の委員は、10人以内とし、委嘱すべき者について定めることとした。 (3) 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。 (4) 委員は、再任されることができるとした。 (5) 協議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定めることとした。 8 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定めることとした。(第8条関係) 9 この条例は、平成31年1月27日から施行することとした。 10 この条例の制定に伴い、厚木市立郷土資料館条例(平成10年厚木市条例第20	

<p>号) 及び厚木市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例（昭和43年厚木市条例第10号）は、廃止することとした。</p> <p>11 この条例の制定に関し必要な経過措置を定めることとした。</p> <p>12 この条例の制定に伴い、次に掲げる条例の一部を改正することとした。</p> <p>(1) 厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）</p> <p>(2) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）</p> <p>(3) 厚木市ラブホテル建築規制条例（昭和62年厚木市条例第17号）</p>	
厚木市立児童館条例の一部を改正する条例	青少年課
<p>1 新設する児童館の名称及び位置を定めるため、所要の措置を講ずることとした。（別表関係）</p> <p>2 この条例は、平成31年3月10日から施行することとした。</p>	
厚木市立老人憩の家条例の一部を改正する条例	介護福祉課
<p>1 新設する老人憩の家の名称及び位置を定めるため、所要の措置を講ずることとした。（別表関係）</p> <p>2 この条例は、平成31年3月10日から施行することとした。</p> <p>3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。</p>	
厚木市市営住宅条例の一部を改正する条例	住宅課
<p>1 新設する市営住宅の名称及び位置を定めるため、所要の措置を講ずることとした。（別表関係）</p> <p>2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。</p>	